

## 相続土地国庫帰属制度について（令和5年4月27日制度開始）

相続した土地について、「遠くに住んでいて利用する予定がない」、「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」といった理由により、土地を手放したいというニーズが高まっています。

このような土地が管理できないまま放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、相続又は遺贈（遺言によって特定の相続人に財産の一部又は全部を譲ること）によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする「相続土地国庫帰属制度」が創設されました。

相続土地国庫帰属制度は、令和5年4月27日（木）からスタートします。  
詳しくは、下記の各ホームページをご覧ください。

### ○制度の概要について

法務省ホームページ [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00457.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00457.html)

### ○事前相談について

法務省ホームページ [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00498.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00498.html)

### ○当局へのお問合せについて

代表電話075-231-0131からプッシュボタン2番→5番を押し、つながりましたら「相続土地国庫帰属制度の相談」であることをお伝えください。  
不動産登記部門の担当者へおつなぎします。

当局ホームページ [https://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/page000001\\_00308.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/kyoto/page000001_00308.html)

### ○「法務局手続案内予約サービス」による相談予約について

[https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-bv1h-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-bv1h-u/reserve/offerList_initDisplay.action)

## 標準処理期間

### 相続土地国庫帰属制度に関する公告等

当局における相続土地国庫帰属制度の承認申請手続の標準処理期間は、8か月と定めています。